

国土交通省

「宅地建物取引業法施行令及び

宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について」

国土交通省より、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の施行に伴う宅地建物取引業法施行令および宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について、通知がありました。

詳細につきましては、下記 URL（総本部ホームページ上 PDF ファイル）をご参照ください。

（事務連絡）宅地建物取引業法施行令及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

<https://www.zennichi.or.jp/wp-content/uploads/2022/09/93a7610bbe7c8ea864091249872f319a.pdf>

別紙 1（施行令新旧）

<https://www.zennichi.or.jp/wp-content/uploads/2022/09/148d84f3d5e0c36228e54e3bc0f8c023.pdf>

別紙 2（解釈運用別添 3 新旧）

<https://www.zennichi.or.jp/wp-content/uploads/2022/09/95839c53f90e8ee253459edf8d03285b.pdf>

参考 1（法律の概要）

<https://www.zennichi.or.jp/wp-content/uploads/2022/09/8777641a356b9851766af69a889a671b.pdf>

参考 2（解釈運用別添 3 全体版）

<https://www.zennichi.or.jp/wp-content/uploads/2022/09/b87e06b393af29e16b00429a55008abc.pdf>

参考 3（事務連絡）重要土地等調査法及び重要土地等調査法施行令の施行について

<https://www.zennichi.or.jp/wp-content/uploads/2022/09/4bf91d1440d831cac0670c1a017f665d.pdf>

参考 4（通知）都道府県向け通知（全体）

<https://www.zennichi.or.jp/wp-content/uploads/2022/09/cdc169696dee4300688d4788bf47e5ec.pdf>

公益社団法人全日本不動産協会

全日本不動産関東流通センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-30 全日会館

電話：03-3263-4484 FAX：03-3234-3420

